

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する
規則 福利・給与室 1頁

お 知 ら せ

平成20年2月8日付け三重県公報第1956号に「公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則」が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成二十年二月八日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項中「第七十三条の二十一第一項」を「第四百四十条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

 発行
津市 広明町 13番地
三重県 教育委員会

印刷
有限会社 第一プリント社